

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用基準

この基準は、「東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、日本農業遺産「東稲山麓地域の災害リスク分散型土地利用システム」（以下、「農業システム」という。）のシンボルとして制作物、媒体等に広く使用することで、その認知度を高めるとともに、農業遺産に認定された農業システムを未来へ継承することを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、東稲山麓地域農業遺産推進協議会（以下、「協議会」という。）に属するものとする。

（ロゴマークの使用範囲）

第3条 ロゴマークの使用は次の範囲とし、使用にあたっては農業システムの価値を高めるよう努めるものとする。

- （1）農業システムによる土地利用、生物資源、里山景観、伝統的な技術、文化・祭礼・儀礼などに関するもの及びそれらの維持・保全に資すると認められる標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺等の媒体
- （2）第1条の目的に沿って活用すると認められる者の名刺、ポスター、ホームページ、社内報、広報紙、封筒、法被、ステッカーその他の媒体
- （3）その他農業システムの周知に効果的であると見込まれる媒体
- （4）前3号に定めるもののほか、農業システムの普及促進に資するものと認められる一関市舞川地区、奥州市生母地区及び平泉町長島地区の農林水産物及び加工品等の商品
- （5）その他協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認めたもの

（使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ会長の許諾を受けなければならない。

- （1）協議会を構成する団体が販売目的以外で使用する場合
 - （2）国又は地方公共団体において、農業遺産の普及啓発等を目的に使用する場合
 - （3）新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - （4）その他協議会が適当と認める場合
- 2 ロゴマークは、第1条の目的に賛同する個人、法人又は任意団体が使用することができる。
- 3 第1項の許諾を受けようとする者（以下、「申請者」とする。）は、使用申請書（様式1）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- （1）会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
 - （2）ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等
 - （3）その他会長が必要と認める書類
- 4 第2項に掲げる「任意団体」は、次の各号の全ての要件を満たしていなければならない。
- （1）構成員のうち、ロゴマーク使用予定者全員の使用目的が同一であること。
 - （2）構成員のうち、ロゴマーク使用予定者全員の氏名又は法人名、事業内容、連絡先及び使用範囲の一覧（様式1-2）が提出できること。
 - （3）構成員から本申請に係る費用を徴収しないこと。ただし、コピー代その他需用費の実費分については、この限りでない。

(使用の許諾)

第5条 会長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、農業システムのPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をするものとする。この場合において、会長が必要と認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 会長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（様式2）を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（様式3）を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、会長は許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 東稲山麓地域又は農業システムの、信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの使用方法が適当でないと認められる場合
- (9) ロゴマークの使用の申請書をした者が下記の項目に該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (10) その他、ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合

(使用許諾の期間)

第7条 ロゴマークの使用許諾の期間は、第5条第1項の規定により許諾を受けた使用内容が終了するまでとする。ただし、使用が継続的な場合は、協議会事務局からの使用の終了又は使用者から使用を取りやめる旨の連絡がない限り、各年度の4月1日から翌年の3月末までを承認期間として、毎年度ごとに自動的に更新する。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(デザイン)

第9条 ロゴマークのデザインは、「東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用ガイドライン」に基づくものとする。

(使用上の遵守事項)

第10条 第5条の規定により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。また、使用許諾に際して会長による条件を付された場合は、それに従うこと。
- (2) 当該使用に係る物件等の完成品を、完成後速やかに提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。なお、第4条第2項の「任意団体」が使用許諾を受けている場合は、申請した者が各使用者の完成品又は写真等を可能な限りまとめて提出するものとする。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和27年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法律を遵守すること。
- (5) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの使用基準に違反することがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (6) 他者によるロゴマークの無断使用など問題となりうる行為を発見した場合は、速やかに会長に報告すること。

(許諾内容の変更等)

第11条 使用許諾の内容について変更がある場合は、あらかじめ変更申請書（様式4）を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式5）を変更申請者に交付する。

(許諾の取消し等)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
 - (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 第4条第2項の「任意団体」が使用許諾を受けている場合、前項の規定による措置は当該使用者のみに適用し、他の使用者については引き続きの使用を可能とする。
 - 3 会長は、第1項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 4 会長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この基準による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 協議会は、この基準による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役

務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 協議会は、ロゴマークの使用を許諾したこと、不許諾したこと又は取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 会長は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この基準に関する事務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年10月24日から適用する。

(様式1)

令和 年 月 日

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用申請書

東稲山麓地域農業遺産推進協議会長 殿

申請者 住所・所在地
氏名・名称
(代表者)

印

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用基準を了承の上、下記のとおり申請します。

記

申請者 (法人名・代表者)	
住所・所在地	〒 —
連絡先	連絡担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
使用の目的	例) イベントのPR、地域のイメージアップ等
使用範囲 (添付資料に記載がある場合は省略可)	使用基準第3条の項目から選択し、その具体的な内容について記載してください。 例) (1)・看板、(2)・〇〇市〇〇イベントポスター、(4)・りんご(長島地区)、(4)・米(生母地区)
使用期間	(自) 令和 年 月 日～(至) 令和 年 月 日 ■使用終了日が決まっている場合は(至)を記入。
その他、参考事項	

※使用デザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。

※申請者が使用基準第4条第2項の「任意団体」である場合は、ロゴマーク使用予定者全員の氏名又は法人名、事業内容、連絡先及び使用範囲の一覧(様式1-2)を添付してください。

『通信販売などの広告に使用される皆様へ』

「特定商取引に関する法律」では、広告をする上で表示が義務づけられている項目(商品等の対価など)があります。また、虚偽・誇大な広告は禁止されています。

このほか、広告や表示は景品表示法などさまざまな法令によって規制されています。

なお、ロゴマークは法令に反すると認められる場合ご使用いただけません。

(様式1-2)

ロゴマーク使用予定者一覧

	氏名又は法人名	事業内容	連絡先	使用範囲
1			住所： TEL： FAX： e-mail：	使用基準第3条の項目から選択し、その具体的な内容について記載してください。 例) (1)・看板、(2)・〇〇市〇〇イベントポスター、(4)・りんご(長島地区)、 (4)・米(生母地区)
2			住所： TEL： FAX： e-mail：	
3			住所： TEL： FAX： e-mail：	
4			住所： TEL： FAX： e-mail：	
5			住所： TEL： FAX： e-mail：	

(様式2)

東推協第 号

年 月 日

(使用予定者)

様

東稲山麓地域農業遺産推進協議会会長

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用許諾書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を許諾します。

なお、使用に当たっては、東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用基準を遵守してください。

記

1 使用者

(住所及び氏名)

2 使用目的

3 使用範囲

4 使用期間 年 月 日から (年 月 日まで)

5 その他特記事項

※ 任意団体の申請者には別途通知文書を発出

(様式3)

東推協第 号
年 月 日

(使用予定者)
様

東稲山麓地域農業遺産推進協議会会長

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のあった東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用申請について、下記の理由により不許諾としたので通知します。

記

不許諾の理由

(様式4)

令和 年 月 日

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用変更申請書

東稲山麓地域農業遺産推進協議会長 殿

申請者 住所・所在地
氏名・名称
(代表者)

印

年 月 日付けで使用許諾を受けた事項について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者 (法人名・代表者)	
住所・所在地	〒 ー
連絡先	連絡担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
許諾日付・文書番号	許諾書の右上に記載されている日付及び番号を記載してください。 例) 令和〇年〇月〇日 東推協第〇〇号
変更する事項	
変更の理由	
その他、参考事項	

(様式5)

東推協第 号

年 月 日

(使用予定者)

様

東稲山麓地域農業遺産推進協議会会長

東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用変更許諾書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり変更を許諾します。

なお、使用に当たっては、引き続き東稲山麓地域日本農業遺産ロゴマーク使用基準を遵守してください。

記

1 使用者

(住所及び氏名)

2 使用許諾書の日付・文書番号

3 変更する事項

4 その他特記事項

※ 任意団体の申請者には別途通知文書を発出